

令和5年4月1日から川崎市内の 液化石油ガス法^(※)に基づく申請・届出の窓口が 神奈川県から川崎市消防局に変わります！

※ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

今まで神奈川県が行っていた液化石油ガス法の事務・権限が、
県内の政令指定都市（川崎市、横浜市、相模原市）に移譲されます。

これに伴い、川崎市内^(※1)の
液化石油ガス販売事業者等に関する事務は
川崎市消防局 予防部 危険物課^(※2)で
行うこととなります。



川崎市消防局
イメージキャラクター
太助

※1 対象となる条件は、裏面「3 川崎市消防局が行う事務」により
ご確認ください。

※2 危険物課は4月1日以降「保安課」に変わります。

1 申請・届出等の窓口

川崎市川崎区南町20-7 消防局総合庁舎7階

川崎市消防局 予防部 危険物課（4月以降は「保安課」）

- ◇ 各消防署・各消防出張所では液化石油ガス法の手続きを行うことが
できませんのでご注意ください。

2 手続き方法（手数料が発生する場合の納付方法）

川崎市消防局では、申請に必要な手数料は現金納付となります。

- (1) 窓口にて、申請手続き（書類等の確認）を行います。
- (2) 申請手続き時に、手数料を現金により納付します。
- (3) 手数料を納付した後、領収書を受け取ります。手続き完了。

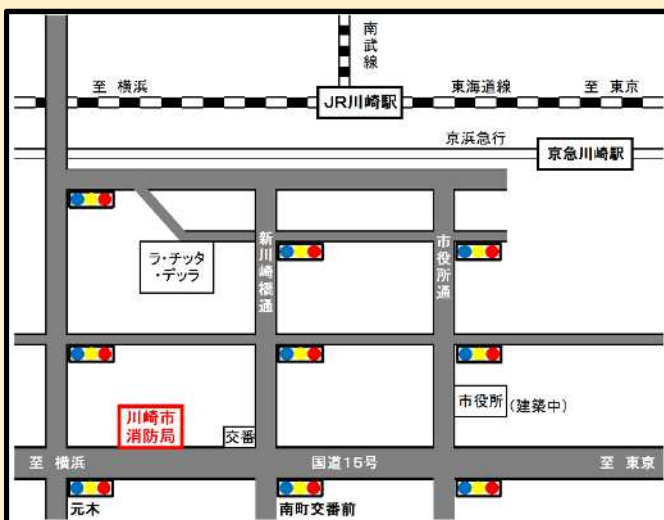
3 川崎市消防局が行う事務

事務（申請・届出等）の主な内容	条 件
液化石油ガス販売事業の登録に関するもの	川崎市内にのみ販売所を設置して販売事業を行う場合
保安機関の認定に関するもの	川崎市内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合
貯蔵施設又は特定供給設備の許可に関するもの	川崎市内に所在する場合
充てん設備の許可に関するもの	川崎市内に使用の本拠が所在する場合
液化石油ガス設備工事の届出に関するもの	川崎市内に所在する施設等に工事をした場合
特定液化石油ガス設備工事事業の届出に関するもの	事業所が川崎市内に所在する場合

4 その他

- (1) 試験事務や免状の交付事務等は、引き続き神奈川県が行います。
- (2) **横浜市、川崎市、相模原市域以外の地域**につきましては、これまでどおり神奈川県等が窓口となります。
- (3) 令和5年4月1日までに、川崎市ホームページで液化石油ガス法に関する申請書等をダウンロードできるようにする予定です。

川崎市消防局のご案内



※ J R川崎駅・京急川崎駅より徒歩約10分

川崎市消防局 予防部

- ・住所：〒210 - 8565
川崎市川崎区南町 20 - 7
消防局総合庁舎 7階
- ・電話：044-223-2758
- ・FAX：044-223-2795
- ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8時30分～17時15分